

## 第70回

# 東京都卸売市場審議会議事録

平成27年5月8日（金）

東京都中央卸売市場

目 次

1	開 会	1
2	市場長あいさつ	2
3	委員紹介	3
4	会長・会長代理の選任について	4
5	審議事項	6
	東京都卸売市場整備基本方針について（諮問）	
6	報告事項	15
	（1）豊洲新市場の整備について	
	（2）市場使用料あり方検討委員会報告について	
7	閉 会	21

日時 平成27年5月8日(金) 午後1時30分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	福 永 正 通	東京都国民健康保険団体連合会理事長
会長代理	木 立 真 直	中央大学商学部教授
委 員	阿 部 裕 行	多摩市長
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	宇田川 聡 史	東京都議会議員
〃	大 北 恭 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	か ち 佳代子	東京都議会議員
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	近 藤 弥 生	足立区長
〃	崎 山 知 尚	東京都議会議員
〃	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
〃	横 山 将 義	早稲田大学商学学術院教授
幹 事	岸 本 良 一	東京都中央卸売市場長
〃	野 口 一 紀	東京都中央卸売市場管理部長
〃	金 子 光 博	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	坂 田 直 明	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	白 川 敦	東京都中央卸売市場事業部長
〃	長 田 稔	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	飯 田 一 哉	東京都中央卸売市場新市場整備部長
〃	櫻 庭 裕 志	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転調整担当部長
〃	若 林 茂 樹	東京都中央卸売市場基盤整備担当部長
〃	佐 藤 千 佳	東京都中央卸売市場施設整備担当部長

## 1 開 会

○高角書記 大変長らくお待たせいたしました。定刻前ではございますけれども、委員の皆様方おそろいですので、これより東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、当審議会の事務局を仰せつかっております市場政策課長の高角でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数15名中、ただいま15名全員の方々のご出席をいただいております。したがって、定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配布してございます。順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例、第70回東京都卸売市場審議会資料1、資料2、資料3でございます。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

また、机中には、参考資料といたしまして、「東京都卸売市場整備計画（第9次）」、「市場使用料のあり方検討委員会報告」、そして平成27年3月に国の検討会が取りまとめました「卸売市場流通の再構築に関する検討会報告」を用意してございます。必要に応じてご覧ください。

以上、資料の確認でございます。

なお、当審議会の幹事・書記でございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年2月に審議会委員の改選がございまして、今回は改選後初めての審議会でございます。このため、東京都卸売市場審議会条例第5条の定めるところに従いまして、後ほど皆様の互選により、会長職の選出をお願いすることとなっております。

それまでの間、大変恐縮ではございますが、当審議会の幹事でございます金子市場政策担当部長が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金子幹事 ただいまご紹介のありました市場政策担当部長の金子でございます。どう

ぞよろしくお願いいたします。

まず、皆様に会長をお決めいただくまでの間、僭越ではございますが、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

## 2 市場長あいさつ

○金子幹事 初めに、岸本中央卸売市場長よりごあいさつを申し上げます。

○岸本幹事 皆様こんにちは。東京都中央卸売市場長の岸本でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本審議会は、昭和47年に設置して以来、今回でちょうど70回目となります。この間、この審議会におきまして、東京都の卸売市場整備計画をはじめ、卸売市場の整備等に関する重要事項につきまして調査・審議をいただいております。

現在東京都では、平成23年度から27年度を計画期間といたします第9次東京都卸売市場整備計画に基づきまして各市場の整備を進めておりますが、食の安全・安心への関心の高まりなど、市場を取り巻く環境は大きく変化してきております。こうした変化に適切に対応していく必要があると考えております。

本日の審議会は、現行の第9次整備計画の期間が本年度末をもって満了いたしますことに伴い、次期計画策定に向けた基本方針につきまして答申をいただきたくお願い申し上げます。委員の皆様方には、ご多忙の中、また、限られた時間の中ではございますが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

また、豊洲新市場につきましては、昨年末の新市場建設協議会におきまして、市場業界の最終合意を得て、開場時期を明年11月上旬と決定をいたしました。現在、開場に向けた準備を進めているところでございますが、整備等の状況につきましても、本日も報告をさせていただきたいと思っております。

どうぞ活発なご議論をお願い申し上げます。簡単ではございますが開催に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 委員紹介

○金子幹事 続きまして、本日の審議会は委員改選後初めての審議会でございますので、お手元の委員名簿に従いまして、委員の方々をご紹介させていただきます。

阿部委員でございます。

○阿部委員 多摩市長の阿部です。よろしくお願いいたします。

○金子幹事 伊藤こういち委員でございます。

○伊藤（こ）委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○金子幹事 伊藤裕康委員でございます。

○伊藤（裕）委員 よろしくお願ひします。

○金子幹事 宇田川委員でございます。

○宇田川委員 よろしくお願ひします。

○金子幹事 大北委員でございます。

○大北委員 よろしくお願ひいたします。

○金子幹事 大西委員でございます。

○大西委員 よろしくお願ひします。

○金子幹事 かち委員でございます。

○かち委員 よろしくお願ひします。

○金子幹事 川田委員でございます。

○川田委員 よろしくお願ひします。

○金子幹事 木立委員でございます。

○木立委員 よろしくお願ひいたします。

○金子幹事 黒石委員でございます。

○黒石委員 よろしくお願ひいたします。

○金子幹事 近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○金子幹事 崎山委員でございます。

○崎山委員 崎山です。どうぞよろしくお願ひします。

○金子幹事 福永委員でございます。

○福永委員 よろしくお願ひいたします。

○金子幹事 矢野委員でございます。

- 矢野委員 よろしく願いいたします。
- 金子幹事 横山委員でございます。
- 横山委員 よろしく願いいたします。
- 金子幹事 以上、委員のご紹介とさせていただきます。

#### 4 会長・会長代理の選任について

- 金子幹事 それでは、次に、会長の選任をお願いいたしたいと存じます。

本審議会の会長職につきましては、東京都卸売市場審議会条例第5条の規定によりまして、委員の皆様の互選により決定されることとなっております。どなたかご推薦いただければ幸いに存じます。

伊藤裕康委員、どうぞ。

- 伊藤（裕）委員 私、東京都水産物卸売業者協会の伊藤でございます。

ただいまお話ございましたように、会長の推薦について発言させていただきます。

この審議会は、過去3期にわたりまして福永委員が会長を務められております。その間、第9次の東京都卸売市場整備基本方針を取りまとめられた実績もございます。大変ご苦勞をおかけするんですが、福永委員にぜひ会長をお引き受けいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

以上、ご提案申し上げます。

- 金子幹事 ただいま伊藤裕康委員から、福永委員を推薦するお言葉がありました。

福永委員、よろしゅうございますか。

- 福永委員 承りました。

- 金子幹事 それでは、お諮りいたします。

福永委員を会長として選任することで、皆様ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 金子幹事 ありがとうございます。

それでは、福永委員を会長に選任いたします。

福永委員、早速ですが、会長席にお移りいただきたいと存じます。

（福永委員 会長席に着席）

- 金子幹事 それでは、会長が決まりましたので、私の進行役はこれで終わらせていただきます。

以後、議事進行につきましては、福永会長、どうぞよろしく願いいたします。

○福永会長 はい。かしこまりました。

ただいま、委員の皆様方からのご推挙によりまして会長にご指名をいただきました福永でございます。

就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

長年にわたり、卸売市場は生鮮食料品等の流通の中心的存在として重要な役割を担ってまいりました。近年、市場外流通の拡大など、卸売市場を取り巻く環境の急激な変化を受けまして、市場関係業者の皆様方の経営にいろいろな変化がございます。卸売市場をめぐる状況は大変厳しくなっているということが現況だろうと思います。

平成28年11月には、老朽化した築地市場を移転して整備される豊洲新市場が開場いたしますが、その他の市場につきましても、そのあり方や整備の方向性、その他もろもろの検討が必要なことになってまいります。

このような状況の中で会長職をお引き受けいたしました。皆様方の絶大なるご協力をいただきながら、会を円滑に進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、それでは、会長の職務代理者を選任いたしたいと存じますが、東京都卸売市場審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長が指名をいたすこととなっております。恐縮ではございますが、私からご指名をさせていただきたいと存じます。

お忙しいところ大変ご苦勞に存じますが、卸売市場流通に精通をされております木立委員をお願いをしたいと思います。

木立委員、いかがでございましょうか。

○木立委員 承りました。

○福永会長 それでは、どうぞよろしく願いをいたします。

木立委員、会長代理席にお移りをいただきたいと思います。

(木立委員 会長代理席に着席)

○福永会長 それでは、早速でございますが、木立会長代理から一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

○木立会長代理 木立でございます。力不足ですが、お役目、必要な場合は務めさせていただきます。

市場流通は非常に複雑な問題で、まさにアリの目というか、虫の目で分析しなければ

いけないわけですが、同時に大転換期で、まさに鳥の目から見た流通の方向性ということもあわせて考えなければならない。そういう非常に大変大きな問題ですが、会長の必要な場合、ご指示があればお役に立ちたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○福永会長 どうもありがとうございました。

次に、本日は、知事から当審議会へ、東京都卸売市場整備基本方針につきまして諮問がございます。まずそれをお受けいたしたいと存じます。

(諮問文の朗読)

東京都卸売市場審議会 会長 福永正通殿、東京都卸売市場審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく、諮問します。

諮問事項、生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定に資するため必要な卸売市場整備の基本方針について。諮問理由、卸売市場法第6条の規定に基づき、第10次東京都卸売市場整備計画を策定するため。平成27年5月8日東京都知事舛添要一。

(市場長より会長へ諮問文の手交)

○福永会長 ただいま諮問文を頂戴をいたしました。皆様のお手元には写しを配布していただいておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

引き続き議事に入りたいと存じますが、映像・写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。

## 5 審議事項

東京都卸売市場整備基本方針について (諮問)

○福永会長 それでは、これより次第の5の審議事項「東京都卸売市場整備基本方針(諮問)」について、事務局から説明をお願いいたします。

質疑は、説明が一通り終わった後をお願いをしたいと存じます。

○金子幹事 それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

本日配布してございます資料1「第70回東京都卸売市場審議会資料—東京都卸売市場整備計画(第10次)の策定について—」、こちらにつきましてご説明のほうをさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。

1の(1)でございますけれども、「国の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整

備計画に関する動向」についてですが、国は、本年度中に第10次の卸売市場整備基本方針を策定することとしております。

この策定に先立ちまして、昨年7月に「卸売市場流通の再構築に関する検討会」が設置され、幅広い観点から総合的な検討が行われました。

この検討会の報告書が本年3月に取りまとめられ、その中で卸売市場流通の再構築に向けた取組の方向性として、卸売市場における経営戦略の確立など、卸売市場としてのあり方や運営方法等に係る課題への対応、それから、多様化するニーズへの的確な対応など、市場関係業者及び開設者の取組に係る課題への対応などが挙げられております。

なお、参考資料といたしまして、この報告書を席上に配布させていただいております。詳細につきましては後ほどご確認いただければ幸いと存じます。

今後、国において、本年8月から9月ごろの食料・農業・農村政策審議会への諮問・答申を経まして、第10次卸売市場整備基本方針を策定し、この基本方針に即しまして、本年度末に向け、中央卸売市場整備計画の策定を進める予定ということでございます。

次に、「(2)東京都卸売市場整備基本方針及び同整備計画」についてでございますが、東京都卸売市場整備計画は、卸売市場法第6条に基づき、国の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即しまして、本審議会から答申される東京都卸売市場整備方針、これを基に知事が策定するものでございます。

国の整備基本方針は、おおむね5年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につきまして定めるものとされており、都におきましては、今後国から示される目標年度までの期間を計画期間といたしまして、卸売市場整備計画を策定してまいります。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。

都の新たな卸売市場整備計画の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年を想定してございます。

次に、整備計画策定のスケジュールを(4)にお示ししてございます。

表の左側には、都のスケジュールを記載してございます。右側には、参考といたしまして、国における計画等の策定の手順についてお示ししているところでございます。

まず、都の基本方針につきましては、先ほど当審議会に諮問させていただいたところでございます。

次に、基本方針の策定に当たりましては、審議会に検討のための計画部会を設けまして、今月下旬ごろから検討をお願いしたいと考えております。そして、その計画部会か

ら基本方針の案につきまして本年の12月に中間報告を、また、来年4月には最終報告をまとめていただき、本審議会でご審議を経た上で基本方針の答申をいただきたい、このように考えているところでございます。

その後、この答申と国の整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に基づきまして、次期東京都卸売市場整備計画を来年度内に策定したいと考えております。

卸売市場整備基本方針の策定に当たっての主な検討事項（案）について、大きく2点に整理してございます。

第1は、東京都における卸売市場の現状と課題でございます。基本方針の策定に当たり、生鮮食料品等の流通の変化や市場関係者の経営状況等について詳細な分析が必要と考えております。

第2は、東京都における今後の卸売市場のあり方でございます。現状の分析を踏まえた上で、卸売市場の機能強化、効率的な整備・運営、市場関係業者の経営基盤の強化、市場の財政基盤の強化、加えまして東京都の卸売市場における経営戦略等についてご検討いただきたい、このように考えております。

次に、3ページをご覧ください。

東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び検討スケジュールについて、ここで改めてご説明させていただきます。

先ほど、次期東京都卸売市場整備基本方針につきまして、専門的にご検討いただく機関として計画部会を設けることをご提案させていただきました。基本方針を策定するに当たりましては、検討項目が複雑かつ多岐にわたっております。したがって、1年弱の期間の中で会議を頻繁に開催して、専門的な見地から議論していただく必要があると考えております。しかしながら、常に15人の委員の方が一堂に会して頻繁に議論を行うことはなかなか難しい、このように考えております。そこで、東京都卸売市場審議会条例第8条に基づきまして、会長が指名する委員で組織する計画部会を設置いたしまして、まず部会で集中的に検討していただき、その検討内容を審議会にご報告させていただきます。その案をもとに審議会の委員全体で十分検討していただきたいと、このように考えております。

このような趣旨から、私どもといたしましては、計画部会の設置についてお取り計らいいただきたいと考える次第でございます。

なお、(3)の「計画部会の開催日程及び議題（案）」としてお示しいたしましたが、

最終報告までの間、11回程度の開催を予定してございます。途中で市場関係者の方のヒアリングも予定しております。計画部会の具体的な進め方につきましては、部会の委員の方々とご相談の上決めさせていただきたいと、このように考えております。

諮問についての説明は以上でございます。

次に、4ページ目をお開きいただきたいと思います。

引き続きまして、「東京都卸売市場整備計画（第9次・平成23年度～27年度）の実施状況」、こちらにつきましてご説明させていただきます。

平成24年度に策定いたしました現行の整備計画では、「卸売市場の機能強化」、それから「卸売市場の活性化」、「財政基盤の強化」、「地方卸売市場の機能強化」及び「東日本大震災を踏まえて」を5つの柱としております。それぞれにつきまして、実施状況のほうをご報告させていただきます。

第1に、「卸売市場の機能強化」でございます。

主な取組について、表にまとめてございます。今日、生鮮食料品等の流通においては、生産者から消費者まで、安全かつ鮮度を保持した状態で商品をお届けするコールドチェーンの確立が求められております。このため、都の卸売市場においても、市場業界と連携し、低温施設の整備を積極的に進めております。

また、加工・パッケージ等の多様なニーズに対応できる新たな施設の整備を進めております。

さらに、物流の改善のため、板橋市場において、実証実験を踏まえ、車両出入管理システムを導入し、登録車両以外は入場できない仕組みを構築しております。

食の安全・安心の確保といたしましては、先ほどご説明いたしました低温施設などのハード整備に加えまして、市場業界と連携して、各市場に配置した安全・品質管理者を通じた危害情報提供体制や、市場関係者による自主管理マニュアル等を活用して、ソフト面でも対応の強化を図っております。また、豊洲新市場に向けまして、HACCPの考え方を取り入れた「品質・衛生管理マニュアル」の作成を進めております。

環境問題への対応につきましても、省エネルギー、大気環境改善、廃棄物の減量等に取り組んでまいりました。

東日本大震災の発生も踏まえまして、非常用発電機の整備等、各市場における危機管理体制の強化を図っているところでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2は、「卸売市場の活性化」についてでございます。

市場の活性化のためには、市場関係業者が経営基盤の強化や取引の活性化に取り組み、売上の拡大や利益率の改善等を図ることが重要となります。

卸売業者においては事業譲渡等による再編統合を、それから仲卸業者においては組合による海外輸出に向けた取組が行われてまいりました。

都におきましても、財務検査あるいは経営指導等を行ってまいりました。

また、国の第9次整備基本方針では、中央卸売市場において、開設者及び市場関係業者が一体となって卸売市場としての経営戦略を確立することが求められておりますが、都では市場関係業者と連携いたしまして、足立市場、北足立市場、大田市場の水産部で経営展望を策定しております。

次に、第3は、「財政基盤の強化」についてでございます。

市場使用料につきましては後ほどご報告いたしますが、平成24年5月の「市場使用料あり方検討委員会」の報告を踏まえ、新たな使用料体系について検討しております。他にも、市場用地や市場内の遊休施設等の有効活用に取り組んでおります。

次に、「地方卸売市場の機能強化」についてでございます。

都内では、民営の地方卸売市場が生鮮食料品等の流通の一翼を担っており、特に多摩地域では中心的な役割を果たしております。都では、業務指導等の実施に加えまして、昨年度には施設整備に関する支援の対象範囲の拡大を行っているところでございます。

次に、「東日本大震災を踏まえて」でございます。

被災地の出荷者に対する流通支援金の交付や、被災地支援のための研修会やイベント、こういったものを実施してまいりました。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「(6) 各市場別の整備状況」でございます。

6ページから9ページまで、第9次整備計画における各市場別の整備計画につきまして、計画期間内の実施状況を表の形で記載してございます。

各市場において、老朽化対策や市場機能の向上等のための施設整備、あるいは活性化に向けた取組、あるいは非常用発電機の整備等、こういったことを実施してまいりました。

以上、簡単ではございますけれども、資料1のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました諮問に係る資料につきまして、何かご意見、ご質問のある方は、挙手をしてご発言をお願いいたします。

○近藤委員 足立区長の近藤でございます。

足立区は今、北足立市場と足立市場、2つの市場が区内にございます。もちろん東京都の施設ということではございますが、区民にとっても非常に財産だという共通の認識がございます。ただ、地方自治体と市場のかかわりですとか、ソフト面についていろいろご提案も申し上げたり、または日ごろから共同でさまざまに事業も展開しておりますので、ヒアリングということではなくて、何かペーパーでも結構ですから、ほかの市場を持っていらっしゃる自治体がどのようにお考えかちょっとわかりませんが、少なくとも足立区からは、今後市場とこのような関係を持ちたい、またはコラボしたいというような、特にソフト面の展開になるかと思えますけれども、意見を聞いていただくような、そういった場を——ヒアリングでなくて、ペーパーで結構ですので、提出させていただけるような機会を認めていただけないかというふうに思いまして。最終的に審議の検討の中でというふうにお考えかもわかりませんが、一定程度固まる前に、先生方にもご検討いただくような、俎上にのせていただく、そんな素材を提出させていただけないかというふうに思いまして、いかがでしょうか。

○金子幹事 ただいまご提案のあったような件につきましても、計画部会を進める中でいろいろやりとりをさせていただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思えます。

○福永会長 ほかにございますか。

○大西委員 まず、この策定スケジュールについてですけれども、2ページの(4)の策定スケジュールを見ますと、きょうのこの検討会が終わったら、次、中間報告が12月、そして、来年の4月に答申をまとめると。こういう形なわけですね。まずそれを確認させてください。

○金子幹事 そのようなスケジュールになっております。

○大西委員 ということは、この次、中間報告が出てきたときに、この計画部会に入らなかった人間に関しては、意見表明をしたり、ものを聞くことというのは、この12月の1回きりしかないわけですね。それはそうですか。

○金子幹事 現段階ではそのような予定になってございます。

○大西委員 私どもも、私は都議会議員として都民の負託を受けて議員としているんですけれども、この最終答申をまとめる上で、審議会というものの回数があまりにも少なく、意見を言える場が足りないと思っておりますが、見解をちょっと伺いたいと思います。

○金子幹事 卸売市場審議会は、卸売市場の整備計画や経営など、都の卸売市場に関する重要事項につきまして審議をいただく場であり、幅広いご意見をいただくため、市場関係者、それから都議会議員の皆さん、それから学識経験者の皆さん、消費者団体の皆さんといった関係する各分野の代表の方々によって構成されております。本日、第10次整備計画の基本方針について諮問させていただきましたけれども、今後、計画部会のほうで検討を行いまして、そこで議論された内容等を踏まえまして、中間報告など、適宜、本審議会を開催いたしまして審議をいただく予定でございます。審議に当たりましては、委員の方々から十分にご意見がいただけるように、事務局としても努力していきたいというふうに考えております。

○大西委員 今の、なるだけ多くということで、先ほど近藤区長のほうからも、やはり皆さん、意見表明をさせていただきたい、そういう機会が欲しいと。これはもう当たり前のことであって、特に私どもの地元ではそういう市場もあるわけですから、そういうところの意見と、また、それに関係する人に対してもやはり意見がどんどん言える、そんな場をつくるのが、これから5年間という大きなレンジでの大切な基本方針策定に対して非常に有効になってくると思います。ちゃんちゃんで終わる、そんな基本方針じゃなしに、ぜひとも私はたくさん意見を反映できるようにしていただきたいというのがまず1点です。

もう1つ、ちょっと、この次のページのところでお伺いいたしますが、この生産から消費に至る中間地点であるこの卸売市場については鮮度というのが大切になってまいりますし、鮮度保持を目的に、コールドチェーン保持が欠かせないと考えていますが、市場の基幹施設である卸売場の低温化、これについてどのような状況になっているのか伺います。

○金子幹事 これまで都では、生鮮食料品の流通に求められるコールドチェーンを確保するために、それぞれの市場の実情に応じまして、市場関係者と一体となりまして、低温卸売場などの整備に努めてまいりました。現在、青果部9市場で、卸売場面積の約34%、また、水産物部3市場で卸売場面積の約37%が低温化されているところでござ

います。今後とも都は市場業者と協力しながら低温卸売場などの整備を進めまして、食の安全・安心を確保していきたいと、このように考えております。

○大西委員 ありがとうございます。

では、ちょっと観点を変えまして、国のこの第9次の卸売市場整備基本方針では、中央卸売市場において経営戦略的な視点から市場運営のあり方などを明確にして経営展望を策定するとしておりますけれども、都では、この足立市場、北足立市場——私どものところですが、経営展望を策定していますが、この経営展望に基づいてどのような取組を行ったのか、また、今後どのように生かしていくのか伺います。

○金子幹事 都では、平成23年度に足立市場、それから北足立市場の2市場につきまして、先行的に経営展望を策定してございます。

経営展望に基づいた取組として、足立市場では競争力強化のための共同配送の実施、それから、市場関係者に対する講演会の開催、国体等地域イベントへの参加などを行いました。

北足立市場につきましては、青果部におきまして、仲卸業者連携による量販店への共同納入、食育事業の拡大、コールドチェーンに向けた低温設備の整備に取り組み、花き部におきましても、量販店対応の強化、花育事業の拡大などの取組を行ってまいりました。

経営展望の策定やその後の取組を通じまして、開設者や市場関係業者が市場全体の利益を図っていく観点から、一体となって課題に取り組んでいく体制が構築されました。今後も開設者と市場関係業者が一体となって、さまざまな課題に取り組むことによりまして、各市場の活性化につなげてまいりたいと、このように考えております。

○大西委員 私は何度も、この場でも、また、都議会の本会議の中でも意見表明をさせていただいていますが、やはり最近、どうしても築地、築地と。豊洲という話が中心にはなってきています。しかし、ご存じのように、たくさんの市場がこの東京都にはあるわけです。どこの市場も、私もいろいろなところを見てまいりましたが、やはり老朽化で苦しんでいたり、なかなか伸び悩んだりしているところもあるのも事実です。その辺のほうにももっともっと意見を聞いて、ぜひ——当然、豊洲、これも大切です。でも、一方で足立や北足立、そのほかたくさんの周りの市場も大切だということはぜひ、わかっているとは思いますが、そこにも注力をしていただきたいという意見表明をさせていただいて、私の発言を終わります。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等はございますか。

○かち委員 都議会議員のかちです。

これから部会を開かれて、第9次の東京都の市場整備計画を進める、まとめていくという、そういう状況に先立って、意見、要望を述べさせていただきます。

東京都の第10次卸売市場整備計画の策定については、本年9月めどに出される国の第10次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画をもとに策定されるのですが、計画策定に当たっては、本年3月にまとめられた、今日、資料として提出されました「卸売市場流通の再構築に関する検討会」の報告で今後の方向性が出されているとして、これをベースにされていくことだろうと思います。

今後、審議会としては、部会を立ち上げて、中間報告を12月をめどにまとめるのですが、それに先立っての意見として、第9次の計画はどうだったのかということについてです。現状認識については、市場経由率の低下、取扱量の減少、業者の経営の厳しさを明らかにして、方針としてコールドチェーンシステムの確立とか加工処理機能の強化、拠点市場化と、中小市場との役割分担で効率的なネットワークを確立するなどでした。結果的には、大規模な中央卸売市場の拠点化は思うように進んでいない。全体としては「とどまっている」という表現がたびたび使われるなど、第9次計画での拠点化、再編整備計画は必ずしもうまく機能していないということがわかります。

こうした結果が明らかにされているにもかかわらず、報告書が課題としているのは、市場のあり方をビジネスモデルとした経営戦略としていることです。具体的には、取扱量をもとにした中央拠点市場化は見直すこと、第三者販売、直荷引きの原則禁止を見直した特例、商物一致の原則に係る特例など、規制緩和の活用、輸出の推進、第六次産業化、産地・商品の開発などとしています。しかし、規制緩和は市場経由率の低下の歯止めに役立っていません。市場経由率の低下の要因は、市場経由に含まれない輸入品の増大です。国の調査でも明らかなように、国産野菜の9割は市場経由です。輸出の推進、第六次産業化、産地・商品開発も、それが市場の取扱量を拡大することになるとは思えません。市場の経由率を回復し、市場関係者の経営を改善し、消費者に安く新鮮で安心な生鮮食品を流通する道は、食料自給率を上げて、市場本来の機能である目利きの力で価格を決めるなどしていくことが重要だと考えます。

そこで、今後、部会では、このようなことを基本にして深く検討を実施されることを

望んでおります。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。ただいまのはご意見ということでよろしゅうございますね。

○かち委員 はい。

○福永会長 それでは、ほかにご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、諮問内容についてはご了承をいただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○福永会長 ありがとうございます。

なお、事務局より提案がございました計画部会の設置についてでございますが、限られた時間内で効率よく検討をいたすために、提案のとおり部会を設けて審議会を進めさせていただきたいというふう存じます。

計画部会の委員でございますが、東京都卸売市場審議会条例第8条第2項の規定によりまして「会長が指名する」とありますので、僭越でございますが、私のほうから指名をさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、木立委員、黒石委員、矢野委員、横山委員、この4名の方々にお願いをしたいというふう存じます。

計画部会の委員の皆様方にはいろいろとご苦勞をおかけすることとなろうと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

計画部会におきましては、本日の諮問内容について検討を進めていただき、審議会のほうに報告を頂戴したいというふう存じます。その報告をもとに審議会で十分審議したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、以上で審議事項については終了させていただきます。

## 6 報告事項

- (1) 豊洲新市場の整備について
- (2) 市場使用料あり方検討委員会報告について

○福永会長 続きまして、次の議題であります報告事項に移らせていただきます。

まず、事務局より報告1の「豊洲新市場の整備について」説明していただきたいと思  
います。

質疑は、報告事項1と2の説明が一通り終わった時点でお願いをしたいというふう  
に思います。

○飯田幹事 新市場整備部長の飯田でございます。私のほうから、報告事項の豊洲新市  
場の整備につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料2-1をごらんください。

1の「概要」でございます。

豊洲新市場を、首都圏における生鮮食料品流通の中核を担う拠点として、流通環境の  
変化に対応できるよう、高度な品質管理や効率的な物流システムを取り入れるとともに、  
実需者のニーズに的確に応える新たな市場として整備してまいります。

施設の主な特徴でございますが、「効率的な物流の確保」として、荷や車両がスムー  
ズに流れる市場を実現するため、荷捌きスペースや十分な駐車場を確保してまいります。

次に、「食の安全・安心」への配慮として、高温・風雨による品質劣化や鳥・小動物  
等からの被害を防ぐため、卸売場や仲卸売場等の施設を閉鎖型とし、荷の搬入から搬出  
までを温度管理する「コールドチェーン」の確保、そして、「環境への配慮」といたし  
まして、太陽光発電を導入して自然エネルギーを活用するほか、敷地内緑地や屋上緑化  
等によってヒートアイランド対策にも配慮してまいります。

2の「配置計画」でございます。

豊洲新市場は3つの街区により構成されており、7街区に水産卸売場棟、管理施設棟、  
6街区に水産仲卸売場棟、5街区に青果棟を配置しております。水産卸売場と水産仲卸  
売場の間は補助315号線の高架下に4本の屋内連絡通路を設け、一体的施設として利  
用可能な構造としております。また、水産卸売場棟と青果棟は環状2号線高架下のアン  
ダーパスにより車両の連絡を図っております。環状2号線と補助315号線の交差点右  
手でございます、ゆりかもめの市場前駅からは、歩行者デッキ等を経由いたしまして各  
街区の施設に直接アプローチ可能な歩行者の動線を確保しております。

3の「施設計画」でございます。

表に各街区の主要施設、階数、街区面積、建築面積を記載しております。後ほどご参  
照いただければと存じます。

4の「整備スケジュール」でございます。

開場までの整備スケジュールについてですが、豊洲新市場は昨年12月、新市場建設協議会で業界の皆様と最終合意いたしました平成28年11月上旬に開場してまいります。整備スケジュールといたしまして、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟などの本体施設工事、外周道路等の外構工事、施設の内装などの業界の造作工事スケジュール、そして施設の運用に係る試行・習熟期間を記載してございます。

続いて、主な取組でございます。

業界造作でございますが、卸売場の低温施設など、業界が行う大規模造作工事につきまして、都の本体施設工事との同時施工が円滑にいきますよう、適宜、業界の皆様にはヒアリングを行いながら、設計・施工に係る関係者との調整も進めてございます。また、本体施設の竣工後には、千軒を超える店舗等の業界造作工事の錯綜が想定されますが、これらの造作工事が円滑に進むよう、業界の皆様向けに「業界造作工事にかかる相談室」を設置したところでございます。今後も説明会を実施するなど、業界造作工事をきめ細かくサポートしてまいります。

物流についてですが、効率的な物流を確保していくため、荷捌き場、積込場、待機駐車場などの物流施設の利用や管理方法等につきまして、関係する業界の皆様を構成員とした物流調整会議を立ち上げるなど、業界間、業界との検討協議を精力的に進めております。

品質・衛生管理につきましては、業界の皆様へのヒアリングを重ね、HACCPの考え方を取り入れたマニュアル案を作成したところでございます。今後、このマニュアル案をもとに業界の皆様への周知・啓発を行うとともに、検証、試行等を実施してまいります。

恐れ入りますが、資料2-2をお開き願います。

「豊洲新市場完成予想図」でございます。

図面の手前が7街区で、水産卸売場棟と管理施設棟を配置してございます。水産卸売場棟の左側に補助315号線を挟みまして水産仲卸売場棟、右上に環状2号線を挟んで青果棟が記載してございます。

恐れ入りますが、資料2-3をお開き願います。

「豊洲新市場施設建設の整備状況」でございます。

平成26年2月に建設工事起工式が執り行われ、建設工事に着手いたしました。

1の写真は、豊洲新市場の敷地全体の航空写真でございます。2から4は、各街区の工事の進捗状況を撮影したものでございます。

続きまして、資料2－4をお開き願います。

「豊洲新市場用地の土壤汚染対策」につきまして、ご説明させていただきます。

1の「土壤汚染対策の概要」でございます。

掲載した図面は、豊洲新市場における土壤汚染対策を示してございます。豊洲新市場用地におきましては、ガス工場操業地盤面から下2メートルまでの土壤を汚染の有無にかかわらず全てきれいな土と入れかえ、その上にきれいな土で2.5メートル盛土を行うとともに、ガス工場操業に由来する汚染土壤は全て掘削除去し、地下水は環境基準以下に浄化してまいります。加えて、遮水壁の設置や液状化対策なども組み合わせた総合的な対策を行っております。

2の「対策工事の経緯」でございます。

豊洲新市場の用地の土壤汚染対策を実施するに当たりましては、生鮮食料品を取り扱う市場用地として、食の安全・安心を確保するため、我が国を代表する学識経験者による2つの会議体を設置し、科学的見地から複合的、重層的に対策や工法の検討を行ってまいりました。

資料には、これまでの経緯を記載してございます。昨年10月には全街区における土壤汚染対策工事が完了し、翌11月に学識経験者からなる技術会議を開催し、土壤汚染対策工事の完了を確認していただきました。

最後に、3の「今後の取組」でございます。

今後、地下水管理システム等により、永続的に徹底したリスク管理を行い、都民や市場関係者の安心に資するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○福永会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項2の「市場使用料あり方検討委員会報告について」説明をしていただきたいと思います。事務局、よろしく願いをいたします。

○坂田幹事 財政調整担当部長の坂田でございます。

それでは、私から、「市場使用料あり方検討委員会報告」についてをご説明させていただきます。

資料3「市場使用料あり方検討委員会報告について」をごらんください。あわせて、

お手元の参考資料「市場使用料あり方検討委員会報告」もご参照いただきたいと思います。

まず、資料3の左側、「市場使用料あり方検討委員会の概要」でございます。

設置の目的でございますが、東京都中央卸売市場の市場使用料のあり方について、専門的な調査、検討を行うことを目的として、平成21年6月に設置されました。

委員の構成でございますが、学識経験者4名、各業界の代表者15名の計19名で構成されております。

本委員会4回、ワーキンググループ11回が開催され、24年5月に報告がなされたものでございます。

資料右側、「報告の主な内容」でございます。

まず1、「現行の使用料体系についての考察」でございますが、全市場の経費を総括原価で全市場の業者が等しく負担する考え方は、長い期間をかけて定着してまいりました。業界負担が大幅に変動する使用料体系の導入は、中・長期的視点に立った検討が必要でございます。ただし、今後は都民の安全・安心への期待等に応えるため、卸売市場の機能強化が重要であり、機能強化に要する費用の取扱いについては早急な議論が必要である、こういうことを述べてございます。

次に、2、「卸売市場の機能強化と市場使用料における対応」でございますが、基本的な考え方といたしまして、新たな機能を付加する施設につきましては、受益と負担の明確化や負担の公平を図るため、現行使用料体系に新たな機能を付加することによってかかる経費を加味した新たな使用料体系を検討する。それ以外の施設については、当面現行使用料体系を維持する。新使用料体系の具体的な検討時は、市場業者の経営状況等に十分配慮することを述べてございます。

その下でございますが、新しい使用料体系のイメージ図でございますが、現行使用料に新たな機能を付加することによってかかる経費を加味するイメージをあらわしたものでございます。

説明は以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告事項1と2がございましたけれども、両方あわせまして、何かご意見、ご質問のある方はご発言をお願いいたします。

○かち委員 それでは、意見を述べさせていただきます。

東京都の現行の第9次の卸売市場整備計画の中で、豊洲新市場も首都圏を対象にした中央拠点卸売市場として位置づけられています。豊洲新市場は青果と鮮魚の市場が道路で分断され、鮮魚も卸と仲卸が分断されているという構造的な弱点を持っています。各売場は重層化するなどという弱点もあります。

にぎわい創出のために千客万来施設の整備も計画されていたわけですが、現況は千客万来施設計画は予定していた2事業者の撤退ということで白紙に戻りました。当初、市場開場と同時開業としていたこの計画は、かなり困難な状況になっていることが推察されます。

2016年11月開場の計画は、オリンピック・パラリンピック開催までに環状2号線の整備を完了しなければならないとの市場当局の説明でしたが、私どもが関係局から聞き取った段階では、まだ決まったものではないし、環状2号線が使えないのであれば、その代替案を示し、IOC、競技団体等の合意を得れば問題ないこと、建設局も、間に合わない場合も想定して検討しているとのことでした。

新市場整備に当たっては、まだまだ解決すべき課題も山積しているわけですから、これらの状況を踏まえれば、開場時期を2016年11月にこだわらず、千客万来施設のあり方も含め、まずは市場関係者の皆さんとの十分な要望・意見を踏まえて、新市場のあり方についても検討すべきだということをお願いして意見を申し上げます。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見ということでご発言を終えていただきました。

ほかにご発言の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○福永会長 それでは、報告事項の質疑につきましては、ここまでとさせていただきます。と思います。

以上をもちまして審議会を終わりにさせていただきたいと思いますが、閉会の前に岸本市場長から発言がございます。

○岸本幹事 審議会の終わりに当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆様、大変お忙しいところ、長時間にわたり熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

本審議会は、今後の東京都におきます卸売市場の整備に向けた基本方針をお示しいた

だく大変重要な役割を担っておるものと考えております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところではございますが、何とぞこの審議会、実りあるものになりますよう、ご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

私ども、事務局といたしましても、皆様に十分ご審議いただけますよう最大限の努力を図ってまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、閉会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○福永会長 どうもありがとうございました。

## 7 閉 会

○福永会長 本日予定をいたしました議題は全て終了をいたしました。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

それでは、これもちまして第70回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午後2時26分 閉会